

## 「再生可能エネルギーの導入等促進プラン」

○本プランは、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（以下「再エネ条例」という）第5条に基づく「実施計画」として策定

○実施計画において策定する事項として、以下の2点

- (1) 再生可能エネルギーの導入等<sup>\*</sup>の促進に関する施策の目標
- (2) 再生可能エネルギーの導入等<sup>\*</sup>の促進に関する施策を実施するために必要な事項

### 【参考（再エネ条例抜粋）】

第5条 知事は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。

2 実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の目標
- (2) 前号に掲げるもののほか、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を実施するために必要な事項

3 知事は、実施計画を定めるに当たっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 府内における再生可能エネルギーの導入等の状況
- (2) 府内における再生可能エネルギーの導入等に利用することができる資源の分布の状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入等に関する知識の普及及び技術の進歩の状況

※「再生可能エネルギーの導入等」とは、以下のとおり定義

- (1) 再生可能エネルギーの設備導入
- (2) 再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するための設備導入
- (3) (1) で発生した再生可能エネルギーを利用
- (4) エネルギー供給の契約相手を選定する際に、再生可能エネルギーの割合が高いエネルギーを利用

### 【参考（再エネ条例抜粋）】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
（中略）

(2) 再生可能エネルギーの導入等 次に掲げる行為をいう。

ア 太陽光を電気に変換する設備その他の再生可能エネルギーを発生させるために必要な設備（以下「再エネ設備」という。）を導入すること。

イ 再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するための設備（以下「効率的利用設備」という。）を導入すること。

ウ 再エネ設備により発生させた再生可能エネルギーを利用すること。

エ エネルギーの供給の契約をする相手方を選定することができる場合において、当該エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合が高いエネルギーを利用すること。

# 再生可能エネルギーに関する条例・計画

## 条例

京都府環境を守り育てる条例(H7制定)

京都府地球温暖化対策条例  
(H17制定/H22改正)

- 【再生可能エネルギーに関する規定】
- 建築物に関する規定
  - 一般電気事業者等に関する規定

移行

再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例  
(H27制定・施行(一部、未施行))

### 【主な新たな規定】

- ・地域協働による再エネ導入等支援団体の登録制度、府民税(均等割)、不動産取得税の免除
- ・中小企業者等による自立型再エネ導入等計画の認定制度、個人又は法人事業税の軽減

## 計画

新環境基本計画(H22改定)

京都府地球温暖化対策推進計画  
(H18策定/H23改定)

京都エコ・エネルギー戦略(H25策定)

再生可能エネルギーの導入等促進プラン

今回策定するプラン